

パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

対象案件 「(仮称) 和光市産業振興条例 (案)」

実施期間 令和元年6月17日(月)～7月8日(月)

意見数 1名1件

「市の考え方の区分」

◎：意見を反映し案を修正した ○：意見を一部反映し、案を修正した △：案を修正しなかった
□：その他(感想、この案件以外への意見等)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	<p>【意見】</p> <p>条例の対象を中小企業・小規模事業者だけでなく、農業を事業者に位置付けるなど、市内で事業を営む者全体を対象として産業振興を目指す条例とすることを希望する。</p> <p>条例の名称が産業振興であること、また、目的が地域経済の活性化を図り、市民生活の向上に寄与することに鑑み、農業を含む事業全体を包括した条例とすることが望ましいと考える。</p> <p>また、産業振興に関わる主体を広く捉えることで、和光市産業振興計画に将来像として示す「本市の特徴を活用し、市民や事業者などの多様な主体の連携・協働による賑わいのあるまち」の実現に即したものになると考えます。</p>	<p>【回答】</p> <p>条例の対象について、農業も含めた産業全体の振興ということに視点をおき、広く産業に携わるものを「事業者」として位置づけるよう、目的や定義に修正します。</p> <p>また、中小企業・小規模事業者を商工業のみに特化した条例ではなく、中小企業・小規模事業者への支援を中心に据えつつ、市産業全体の振興と発展を果たすための包括的な内容に改めてまいります。</p>	◎